２　後期高齢者医療広域連合は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、被保険者に対し、次に掲げる事項を記載した証明書を交付しなければならない。ただし、第五項に規定する場合に該当するときは、この限りでない。

一　被保険者番号

二～六　（略）

３～５　（略）

（特別の事情に関する届出）

第七十三条　被保険者は、後期高齢者医療広域連合が後期高齢者医療給付の全部又は一部の支払を一時差し止めている場合において、令第十七条において準用する令第四条に定める特別の事情があるときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一　被保険者番号

二・三　（略）

（療養の給付等に関する記録の提供）

第百十二条の二　後期高齢者医療広域連合は、被保険者の求めに応じ、当該被保険者の健康の保持増進のため必要な範囲内において、当該後期高齢者医療広域連合が保有する当該被保険者が受けた療養の給付等に関する記録を電磁的記録を提出する方法により提供することができる。

第百十二条の三　（略）

第百十二条の四　（略）

（特別審査委員会）

第百十四条　法第七十条第五項に規定する指定法人（次項及び第百十八条の三第一項第六号において「指定法人」という。）は、同条第五項の規定により厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の審査を行うため、後期高齢者医療診療報酬特別審査委員会を置かなければならない。

２　（略）

（身分を示す証明書の様式）

第百十八条　職員が携帯すべき身分を示す証明書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式とする。

一～六　（略）

七　法第百六十一条の三第二項において準用する法第十六条の七第二項の規定により携帯すべき証明書　様式第十二号

（法第百六十一条の二第一項の厚生労働省令で定める者等）

第百十八条の三　法第百六十一条の二第一項の厚生労働省令で定める者は、次の各号のいずれかに掲げる者とする。

一　厚生労働大臣

二　地方厚生局長及び地方厚生支局長

三　後期高齢者医療広域連合

四　支払基金

五　国保連合会

六　指定法人

七　保険医療機関等

八　法第七十七条第一項に規定する診療、薬剤の支給又は手当を行う保険医療機関等以外の病院、診療所、薬局その他の者

２　後期高齢者医療広域連合は、前項の規定による申請書の提出を受けたときは、被保険者に対し、次に掲げる事項を記載した証明書を交付しなければならない。ただし、第五項に規定する場合に該当するときは、この限りでない。

一　被保険者証の番号

二～六　（略）

３～５　（略）

（特別の事情に関する届出）

第七十三条　被保険者は、後期高齢者医療広域連合が後期高齢者医療給付の全部又は一部の支払を一時差し止めている場合において、令第十七条において準用する令第四条に定める特別の事情があるときは、直ちに、次に掲げる事項を記載した届書を、後期高齢者医療広域連合に提出しなければならない。

一　被保険者証の番号

二・三　（略）

（新設）

第百十二条の二　（略）

第百十二条の三　（略）

（特別審査委員会）

第百十四条　法第七十条第五項に規定する指定法人（次項において「指定法人」という。）は、同条第五項の規定により厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の審査を行うため、後期高齢者医療診療報酬特別審査委員会を置かなければならない。

２　（略）

（身分を示す証明書の様式）

第百十八条　職員が携帯すべき身分を示す証明書の様式は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める様式とする。

一～六　（略）

（新設）

（新設）